

第3編

安心・安全
なまち

環境にやさしい安全で住みよいまちづくり

人にやさしい快適な環境のまちづくり

環境にやさしい安全で住みよいまちづくり

1 循環型社会に向けたまちづくり

1 リサイクルの推進

現況と課題

今日の社会経済活動やライフスタイルは、経済効率や快適性、利便性などを求めるため、大量生産、大量消費が定着し、そのデメリットとして多種多様のごみが排出され、自然環境への負荷が大きくなってきています。このため、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の増加など、廃棄物処理は大きな社会問題となっており、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を行う循環型社会を構築することが不可欠となっています。

本町においては、容器包装リサイクル法などに従って、分別収集を実施しています。可燃ごみは井原地区清掃施設組合の井原クリーンセンターで焼却処理し、粗大ゴミは、井笠広域資源化センターで、資源ごみについては、リサイクルプラザで処理し、その残渣は神島の見崎山へ埋め立て処分しています。

しかし、井原クリーンセンター及び井笠広域資源化センターとも平成6年度に完成し、処理能力は増大したものの、組合加入団体から運び込まれるごみの量は大量で、しかも年々増加している反面、最終処分場埋め立て許容量には限界があるため、今後の対策を検討する時期を迎えています。

また、再資源化推進意識の啓発を図るため、自治会・PTA・子ども会等の再資源化協力団体による資源ごみの収集を行っています。

瓦・タイル・ブロック類及び壁土などの一般廃棄物は、矢掛不燃物投棄場で独自に埋め立て処分していますが、処理能力に応じた整備が必要となってきています。

今後も、ごみの多様化、排出量の増加がますます進むものと予測されます。町民が将来にわたって環境の恵みを受け、健康で安全な暮らしを営むため、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を図っていく必要があります。このため、一般廃棄物処理計画を策定し、計画に基づき、ごみの減量化と分別搬出の徹底など、町民のごみ問題に対する啓発活動と町民の自主減量活動の推進を図る必要があります。

施策の方向

「循環型社会」の形成を進めるため、一般廃棄物処理計画を策定し、ごみの減量化・資源化など町民の意識啓発に努め、環境の負荷の少ない社会づくりを目指します。

1 ごみ減量化、資源化の推進

(1) ごみ減量化

過剰包装の抑制、使い捨て商品の見直しなど町民のごみを減らす消費行動の啓発、生ごみ処理機器購入補助制度の継続実施など、廃棄物の発生抑制を促進します。

発生抑制や再使用を進めていくうえで、ごみの有料化は、一定の減量効果が期待されており、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図れ、町民の意識改革にもつながることなどから、今後有効な手段と考えられており、関係機関等で、導入の検討を進めます。

(2) 資源化

循環型社会を構築するためには、行政、事業者、町民が一体となってリサイクル活動に取り組む必要があります。本町では、平成 12年 9月から分別収集の取り組みを全町で開始しており、今後においても、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの運用により、資源のリサイクルを促し、さらに分別収集の徹底を図ります。

また、自治会、PTA、子ども会などが行う古紙、古布等の資源回収事業の自主的な実施を促し、さらに、一般収集をしていない家庭大型ごみの収集事業についても、各自治会等の協力をいただきながら、各地区で年 1回の収集を継続して行うなど、ごみの減量と分別収集意識の徹底を図ります。

2 廃棄物処理体制の整備

広域的な処理施設である井原クリーンセンター、井笠広域資源化センター、リサイクルプラザ等の施設整備については、環境への負荷を減らし、安全性をより高める上で高度な処理性能、十分な処理能力を有していることが必要なことから、今後の対応について、岡山県ごみ処理広域化計画を踏まえ、関係自治体と協議を進めていきます。

矢掛不燃物投棄場は、公共水域や地下水を汚染する恐れのない廃棄物に限定し、また搬入許可についても管理人を配し、内容物を確認して埋め立てるなど周辺環境への影響を十分に配慮した運営を図ります。また、廃棄物処理法などの規制に沿った長期に耐え得る整備を検討していきます。

2 し尿処理の充実

現況と課題

本町におけるし尿処理について、町内 2業者により年間 4,600kℓ 浄化槽汚泥 3,900kℓ 含め 8,500kℓ を収集し、その処理については、井笠圏域 2市 4町を構成団体とする広域圏事業として、昭和 62年以来、井笠広域クリーンセンター (処理能力 210kℓ/日量) で処理をしています。

水洗化については、浄化槽設置整備事業を継続する中で、西三成地区・中地区・東三成地区農業集落排水事業や公共下水道事業の供用開始に伴い水洗化率は年々増加しています。今後さらに認可区域の拡大とともに、水洗化率は増加していくものと思われる、し尿汲み取り世帯は減少を続けるものと予測されています。今後も衛生面に配慮しながら、し尿処理を行っていく必要があります。

施策の方向

し尿処理の充実・水洗化の促進

公共下水道事業などの整備により、汲み取り対象世帯は減少傾向にありますが、高齢世帯の増加など、し尿汲み取りを余儀なくされているケースもあります。町民の衛生的で健康的な生活を確保するため、し尿汲み取り作業にあっては、迅速・丁寧な作業を行うよう許可業者を指導するとともに、効率的な収集体制・処理体制の充実に努めます。また、公衆衛生の向上と生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業等による水洗化の促進を図ります。

2 環境保全対策の推進

現況と課題

今日の環境問題をめぐる状況は、自動車や工場から排出される物質による大気汚染や生活排水、工業排水による水の汚染などの都市型・生活型公害や廃棄物の処理といった身近な問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の問題まで非常に複雑多様化しています。

中でも、地球温暖化は海水面の上昇や異常気象による自然災害、生態系の破壊など私たち人類の生存にも影響を及ぼす問題となってきています。

こうした環境問題の特性は、企業などの従来の特定期間者が発生させた公害ではなく、大量生産、大量消費、大量廃棄によるライフスタイル、活動様式の変化により引き起こされたものと考えられます。

このような問題は、一地域だけでは対応ができないものですが、美しい山や川に囲まれた豊かな自然環境を保全するとともに、環境からの恵みを後世に継承する取り組みを積極的に進めることが求められています。また、このような取り組みは、町民・企業・行政が一体となって、自然の保全と育成に努めながら継続的に進める必要があります。

施策の方向

1 環境保全意識の高揚

(1) 啓発活動

便利さや快適さの追求により環境負荷が増加してきました。しかし、技術の進歩などで、生活の質を維持しながら環境負荷を減らす可能性が生まれています。二酸化炭素の排出量は、消費者の行動によって「もの」やお金の流れを変え、産業活動を変革する可能性があります。町民一人ひとりが、社会経済の主人公として変革へのリーダーシップを発揮することで、時代を大きく変えることができます。

町民の環境保全意識の高揚を図るため、広報紙等による広報活動、行政、学校、地域、職域などが一体となった環境教育、グリーン購入の促進などの啓発活動を推進します。特に、町内主要河川の定点で実施している水質検査も継続実施することにより、事業者への適正処理の啓発、町民の環境意識の高揚を図ります。

(2) 省資源・省エネルギーの推進

環境への負荷を小さくするため、ごみの減量化や資源のリサイクルを積極的に進めるとともに、地域社会における省エネルギー、省資源、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの活用などを進める活動を推進します。

また、行政における「矢掛町地球温暖化対策実行計画」(仮称)を策定し、環境に配慮した製品やサービスの購入・使用や公共工事を進めるなど、環境にやさしい取り組みを進めます。

2 環境保全対策の充実

環境汚染防止のため、立入検査の実施、規則基準等の遵守するよう指導するなど、監視体制、指導体制を強化し、環境保全対策の充実に努めます。

3 環境美化

本町では、美しい自然を背景に発展してきた町土の清潔な保全のため、美しい自然を守る活動に、町民一致して積極的に取り組むため、地域社会を挙げて「環境にやさしいクリーンな町」を目

指し、平成 4年に「クリーンな町宣言」を制定しました。花いっぱい運動、ごみや空き缶の投げ捨てや不法投棄の防止、河川の清掃など、地域ぐるみの自主的な環境美化活動を推進してきました。今後においても、アダプト事業を推進するなど、町民・企業・行政が一体となった環境美化意識の向上を目指して取り組みます。

3 消費生活の安全と向上

現況と課題

社会経済が変化する中で、消費者を取り巻く環境も国際化、情報化、高齢化などにより大きく変化してします。商品、消費サービスが多様化し、利便性が向上する中で、誇大広告、不当表示、訪問販売やインターネット販売によるトラブル、手段を選ばない違法な商法、消費者の心につけこんだ悪質商法など、消費者の知識が追いつかず、思わぬ被害を受けた等のトラブルが増加しています。

こうした状況に対応し、「製造物責任法」や「消費者契約法」などの法制度の整備が進められているものの、依然として商品の安全性、品質、サービスや契約に関するトラブルが続発しています。

このような社会経済環境に対応して、消費者自身が生活の安定や質的向上を目指せるように、消費者意識の啓発、消費者相談、消費者団体の育成など、さまざまな方法で町民の日常生活に密着した消費者行政を推進してきました。

今後においても、自立した消費者の育成を図るため、的確な情報提供などにより、意識の高揚を図るとともに、増大する消費者被害の未然防止、再発防止に向けて相談体制を強化するなど、一層の消費者保護の充実を図る必要があります。

さらに、環境への関心が高まる中で、町民一人ひとりが地球環境を守るという意識を持って自らの消費行動や生活様式を見直すことが求められており、省エネ、省資源運動など環境に配慮した取り組みを支援していく必要があります。

施策の方向

1 消費者意識の啓発

安全で合理的な消費生活を送るために必要な商品やサービスの取引に関する適切な知識や情報を持ち、自主的で合理的に行動できる消費者を育てるために、家庭、職場、地域などとも連携を図りながら、青少年から高齢者まで各世代に応じた、各種情報や消費者学習の充実など消費者の意識高揚に努めます。また、町民が主体的に参加する消費者組織及び活動のためのリーダーの育成、指導に努めます。

2 消費者被害の防止

複雑多様化する消費生活に関する苦情や特に被害を受けやすい高齢者の被害の未然防止、再発防止などに対応するため、家庭、地域など、あらゆる消費者の立場に立ち、広報紙や有線放送などを通じたきめ細かな情報提供や消費相談の充実・強化に努めるなど、消費被害防止の充実を図ります。

3 環境にやさしい消費者運動の推進

循環型社会の構築を目指した省エネ、省資源運動やリサイクル運動などについては、消費生活

問題研究協議会を中心に個人、企業、地域との連携を図り、消費者の自主的な取り組みを支援し、環境に配慮した消費生活の実現に向けた取り組みを支援します。

4 交通安全対策の推進

現況と課題

近年のモータリゼーションの急速な進展は、町民生活に便利さをもたらしましたが、交通事故の増大という悲惨な結果を招いており、重大な社会現象となっています。全国的に死亡事故が減少傾向にある中で、本町においては、ここ数年は死亡事故が増加傾向にあります。また、物損事故を含めた事故発生件数は横ばい状態ではあるものの、若者や高齢者の事故が増加の傾向にあり、事故防止対策の必要性に迫られています。これらの事故の特徴としてあげられるのは、依然として後を絶たない若者の暴走による事故と高齢者が犠牲となるケースが多いことです。

本町内における平成 17年末の免許取得者数は、10,730人となっており、平成 12年末に比べて140人増加しています。また、車の登録台数も3台以上保有している世帯が相当数に及ぶ状況となっており、老若男女を問わず、移動手段としての車を広く利用しています。しかし、車の保有台数・免許取得人口の増加は、交通の過密化をもたらし、事故多発の要因ともなっており、交通環境をますます厳しくしてきています。

本町の主要道路である国道 486号の交通量は増加を続けており、事故の発生率も高いことに加えて、県道や町道でも、うっかり、ぼんやりといった不注意による事故も発生しており、町民は、常に危険と背中合わせの様相を呈してきています。さらには、道路整備の充実による交通量の増大、交通の広域化、スピードの超過などにより、交通事故の増加が懸念されています。

交通事故をなくし、安全で快適な町民の生活を確保するため、交通安全施設の整備を図ると同時に、家庭、学校、企業、地域、行政などが一体となった交通安全運動を積極的に推進する必要があります。

交通事故発生状況(人身事故)

(各年末現在)

区分	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
件数(件)	105	131	138	136	151	114
死者(人)	1	2	3	2	5	0
負傷者(人)	120	156	184	172	181	153

(資料:住民課)

施策の方向

1 交通安全意識の高揚

正しい交通ルールとマナーを身に付け、交通事故から身を守るため、家庭、学校、職場、地域において、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会、老人クラブなどの民間の交通安全推進団体と連携し、交通安全講習会を行うなど、幼児から高齢者に至るまで各年齢層に応じた交通安全教育の徹底を図り、町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

また、チャイルドシート使用義務化に伴い、保護者の負担を軽減するため、チャイルドシート購入助成を継続して実施し、設置による安全確保とチャイルドシートの使用の広報活動を推進します。

2 交通安全施設の整備

交通事故防止に安全施設の整備は不可欠です。このため、交通危険箇所、事故多発地点、事故発生原因などの調査を進めるとともに、歩道と車道の分離、交差点の改良、カーブミラー、ガードレールの設置を進め、危険予知と事故防止に努めます。

3 交通事故の被害者救済対策

交通事故被害者が、迅速、適切な治療により、事故の被害を最小限に止められるように、緊急体制の一層の整備・充実を図ります。また、交通事故に伴う賠償問題や手続き等については専門的な知識が必要なため、県の事故相談所などの利用を促し、救済制度の広報に努めます。さらに、救済の一助として、町民交通傷害保険への加入を促進し、被害者の救済を支援します。

5 消防・防災体制の充実

現況と課題

本町の消防は、広域行政で組織している井原地区消防組合矢掛出張所による常備消防と、消防団組織による非常備消防の2つの体制で対応しています。

常備消防としての井原地区消防組合矢掛出張所では、消防ポンプ自動車 1台、高規格救急車 1台、広報車 1台を設置し、16名の職員が消防・救急業務等に携わっています。

一方、非常備消防は本部及び7分団、20部、団員数610人という体制の下に、消防ポンプ自動車4台、小型動力ポンプ付積載車17台、指令車3台を備え、水害・火災時の出動・警戒及び災害予防の知識の普及啓発に努めています。

地域の消防・防災は、常備消防と消防団が車の両輪としての役割を果たしており、お互いが連携し、消防・防災能力を高める必要があるため、年1回合同による消火訓練を実施しています。常備消防においては、消防のプロとして、より一層迅速な対応や町民への防火・防災に関する知識の周知、啓発の充実・徹底が求められています。また、消防団については、常備消防とともに地域の消防防災の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要となっていますが、少子高齢化に伴う団員数の減少や団員の高齢化等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっています。

また、災害の初期段階で最小限度に被害をとどめるため、町内会や事業所等の自主防災組織が、災害時に防災活動を積極的に実施できるよう、日頃から育成強化に努め、訓練等による防災知識の習得などにより防災意識の高揚を図る必要があります。

さらに、近年、都市化の進展、社会経済情勢の変化等により、災害の態様も複雑多様化、大規模化しており、こうした状況に迅速適切に対処し、町民の安全確保をしていくためには、技術革新への対応など、諸情勢の変化に即応した消防・防災体制及び消防力の充実強化を図っていく必要があります。

消防機器具の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車 (台)	小型動力ポンプ付 積載車(台)	小型動力ポンプ (台)	その他消防車 (台)
消防組合 矢掛出張所	1		1	2
矢掛町消防団	4	17	2	3

(資料:総務課)

施策の方向

火災、風水害、地震、大規模災害等から町民の生命・身体・財産を守り、日常生活の安全性を確保し、被害の軽減を図るため、町民、防災関係機関、行政機関が一体となった消防・防災体制の整備と消防力の充実に努めるとともに、町民の防災意識の高揚を図ります。

1 消防・防災体制の充実強化

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、町民の生活の安全の向上を図るため、公共施設の整備においても防災面を考慮するなど、消防・防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実強化を図ります。また、高齢者や障害者など災害時要援護者の安全確保のため、災害時要援護者の視点から防災対策の充実強化に努めます。

また、平成 7年 1月発生 of 阪神淡路大震災、平成 16年 10月発生 of 新潟県中越地震で活躍した自主防災組織の教訓をもとに、本組織の結成及び育成強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、町民、行政、消防団等関係機関との連携を図り、地域一体型の防災体制の構築を推進します。

さらに、大規模災害に迅速、的確に対応するため、防災体制については、県地域防災計画に基づき、広域的な相互応援体制の強化を進め、災害時、応急復旧時の災害対策の充実に努めます。

2 消防力の充実強化

(1) 常備消防

災害の中で、特に火災への対処は、初動体制がすべてと言っても過言ではなく、損害を最小限に食い止め、人命救助に最善を期するなど、その鎮火等に当っては何よりも早期出動が要求されるため、広域通信システム、消防施設、装備の一層の充実に努めます。

また、火災の原因は、ほとんどが人為的要因であり、日頃の注意を怠らない限り十分防止できるものです。そのため、消防団との協力のもとで、地域・企業などの自衛消防組織と密接な連携を図り、各戸訪問等の地域における細かな予防消防活動を促進します。

さらに、救急業務について、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応した救急業務体制の充実強化を図ります。

(2) 非常備消防

消防団は、常備消防との連携を強化するとともに、消火訓練等を通じ、消防知識・技術の向上を図ります。また、自主防災組織を含む地域の諸団体との交流活動及び地域住民への広報活動を積極的に実施することにより、地域における消防団への理解と認識の高揚を図ります。さらに、計画的に施設、装備の充実に努め、消防力の向上を目指します。特に、消防団の連絡網として利用している現行の地域防災無線の免許が、平成 23年 5月末で無効になるため、新規に無線設備の整備を計画しており、整備に当たっては、町民並びに消防団等の連絡網の再構築を図り、デジタル化等の技術革新に対応した、有効な整備計画を構築していきます。

また、青年層の消防団への積極的な加入促進を図っていくため、リーフレット等の配布、PR映像のケーブルテレビでの定期放送、消防団員による戸別訪問や地元企業への勧誘を実施するなど、魅力ある消防団づくりに努めます。

3 防災意識の高揚

災害の発生を防止し、あるいは災害発生時の早期通報、安全避難など、一連の初期活動が円滑に流れるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく、町民の平素からの予防思想の徹底が最も大切であり、今後も、時期をとらえての災害防止連絡会議や、学校をはじめとする教育の現場、消防団の地域活動等あらゆる機会を通じ、防災に関する知識の普及に努めます。また、危険箇所や避難経路が示されたハザードマップを作成するなど、危険箇所並びに有事の際の避難方法などの周知徹底を図り、町民の平常時からの防災意識の高揚を図ります。

また、町民の自主的かつ積極的な防災ボランティア活動を推進するため、町内会、自治会等を活用した自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの育成強化や「春秋の全国火災予防運動「防災週間」等の行事及び防災訓練等の機会も積極的に活用しながら、継続的に啓発活動を展開します。

6 防犯対策の推進

現況と課題

日本は、諸外国に比べると治安の良い国とされていますが、テレビや新聞等では頻繁に犯罪のニュースが報道され、凶悪な事件も数多く発生しているのが現状です。町民が豊かでゆとりのある生活を営むためには、安全で安心して生活できる住みよい社会を構築しなければなりません。青少年の非行防止や暴力の排除など、防犯体制の強化と自主防犯意識の高揚を図る必要があります。

子ども、女性、高齢者を犯罪から守り、連帯感で結ばれた地域社会を築くため、警察や地域企業、関係機関・団体等と連携を図りながら、防犯活動を拡大していく必要があります。

近年、科学技術の進歩に伴うコンピューター犯罪、カード犯罪、振り込め詐欺などの知能犯罪、高齢者などの弱者をねらった悪質商法などの経済事犯の増加も懸念されています。

本町では、犯罪や少年非行を防止するため、防犯団体、青少年健全育成団体により、活動が展開されています。

町民の安全で平穏な生活環境を確保するため、関係機関が一体となって自主防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪に遭わないよう安全管理に対する自主的な防犯体制の強化が求められています。

施策の方向

1 防犯意識の高揚

犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるためには、警察や地域企業、関係機関・団体などと連携をとりながら、町民の防犯意識の普及・啓発を図り、町内会や地域ボランティア等の自主的な活動を促進・支援し、町民を中心とした自主防犯体制の確立を図ることが必要です。このため、広報紙など幅広い広報活動を行い、町民一人ひとりの自主防犯意識の高揚に努めます。

2 犯罪のない生活環境の整備

各地区防犯組合、警察署など関係機関の連携を強め、自主パトロール隊等地域が一体となった活発な防犯活動を推進します。

道路、公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪・交通事故の防止に配慮した環境設計を行い、犯罪被害等に遭いにくいまちづくりを推進し、町民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

人にやさしい快適な環境のまちづくり

1 適正な土地利用・水利用の推進

1 総合的な土地利用の推進

現況と課題

本町は、岡山県の西南部に位置し、総面積は 90.62km²です。土地利用の区分をみると山林・原野が約 65.3%、農用地が約 17.2%、宅地が 4.2%、河川その他が約 13.3%となっています。また、土地利用計画の目的別区分をみると、町土の約 97.5% (88.36km²) が農業振興地域で、このうち 10.36km² が農用地であり、非線引都市計画用途地域が 1.5km²、国有林が 0.76km²となっており、計画的な土地利用を進めてきました。

町土の約 77% を占める森林や農用地は、農産物・木材生産等の経済的機能及び国土保全や水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能をもっていますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、一部の地域では荒廃が進んでいます。また、矢掛、小田の市街地域は一体の都市として整備する必要がありますが、空き家、空き地が増加するなど都市機能の低下が懸念されています。

このような状況に対応するため、今後の土地利用に当っては、公共の福祉を優先させ、地域の自然的・社会的・経済的・文化的条件に配慮して、公害の防止、自然環境及び農地・森林の保全、歴史的風土の保存、治山治水等に万全を期しながら、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

施策の方向

1 土地利用の基本方針

土地利用に当っては、国土利用計画法に基づく長期的展望に立ち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の関係法令及び岡山県県土保全条例、矢掛町開発事業の調整に関する条例等を適正に運用します。

(1) 安全で安心できる町土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえて、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、がけ崩れ対策の推進、ライフラインの安全性の向上等を進めます。あわせて、河川の改修、砂防設備や治山施設の整備などによる水系の総合的管理、森林のもつ町土保全機能の向上等を図ることにより、町土の安全性を総合的に高めていきます。

(2) 自然と共生する持続可能な町土利用

自然の健全な物資循環の維持・都市的土地利用に当っての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保存等を図ることにより、自然のシステムにかなった町土利用を進めます。

(3) 美しくゆとりある町土利用

ゆとりとうるおいのある都市環境の形成、農村部における豊かな自然の確保、歴史的遺産・風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成などを進めるとともに、町民の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していきます。

2 利用区分別利用の基本方針

(1) 農用地

農用地は、生産活動の基盤であるとともに、自然環境と健全な地域社会を維持するための基盤であることから、矢掛町農業振興地域整備計画を基本として、耕作放棄による荒廃や無秩序な開発を防止し、優良農地の保全、整備を進めます。

(2) 森林等

森林のもつ水源のかん養、生活環境の保全、災害防止等の公益的機能の維持を図るため、計画的な森林整備、林道等の基盤整備等により、森林の保護保全に努めます。

また、森林の持つ保健休養機能の充実を図るため、地域の特性に応じて森林レクリエーション施設の充実により、町民はもとより、町を訪れる人々の交流の場の提供に努めます。

(3) 道路

道路は、町民生活・産業活動の基盤であり、人々や地域の交流を促進する基盤です。広域的・総合的な交通ネットワークの構築のため、安全で安心できる快適な道路空間づくりに努めます。

(4) 住宅用地

住宅用地については、核家族化の進展やライフスタイルの多様化等に伴う町民の住宅需要に対応した定住促進を図り、また、Uターン等による新たな住民の流入を促進するため、生活の利便性、環境に配慮したゆとりとうるおいのある住宅用地の確保に努めます。

(5) 工場用地

公害のない自然環境にやさしい優良企業の誘致活動を展開するとともに、地場産業の育成を推進し、町土の均衡ある発展を目指し、用地の確保に努めます。

(6) 水面等

水面等については、災害の防止、生活用水・農業用水の確保、自然環境の保全等を進め、河川の改修、用排水路の整備、砂防設備や治山施設の整備などによる水系の総合的管理等を図り、町土の安全性を総合的に高めるため、必要な用地の確保に努めます。

(7) その他

公園緑地、文教施設、環境衛生施設、保健福祉施設等の公共施設用地については、社会の要請に対応した用地の確保と環境の保全に努めます。

2 効率的な水利用の推進

現況と課題

本町は、町の中央を東西に小田川が流れ、これに美山川、星田川、和田川、道々川などの支流が北部、南部から流入しています。町民の生活・生産活動に必要な生活用水や農業用水及び工業用水は、主としてこれらの川やため池、ダム等から得られています。

上水道は、小田川、星田川にその水源を求めており、この地下水を取水しています。今後さらに進むと予測される核家族化、住宅用地の確保等の定住促進、下水処理施設整備事業による水需要の増大等に対応するため、長期的な水需要を考えると、さらなる水源の確保が望まれます。

工業用水についても新たな企業誘致を図るため、より安定した水量の確保が望まれます。また、農業用水は河川やため池、ダムなどに水源を求めています。老朽化しているため池、用水路の整備による有効利用を図る必要があります。

施策の方向

1 水資源の確保

水資源は、土地とともに町民の生活及び生産に通ずる諸活動に不可欠な資源であり、効率的・計画的な確保及び利用を図ることが必要です。今後予想される水需要の増大に対応するため、水資源の確保に努めます。また、森林の保護・育成、治山事業の推進や農地の保全管理を図るなど、水源のかん養に努めます。

2 水の有効利用

生活用水については、町全域への安定的な給水を図るため、上水道施設の漏水防止に努めます。農業用水の安定的な確保のため、老朽ため池や用排水路などの施設整備に努めます。また、工業用水や生活用水・雨水などの再利用を促進に努めるとともに、節水意識の高揚を図るなど、水の効率的利用に努めます。

2 うるおいのある生活空間の整備

現況と課題

本町は、小田川沿いに形成された旧山陽道の宿場町として栄えた商業集積した商店街と住宅が混在する矢掛市街地と井原市に接する旧小田町の市街地、これを取り巻く山と川に恵まれた自然豊かな周辺地域に分布する集落地により構成されています。近年では、町を東西に走る国道 486号沿いでは、スーパー、飲食店、企業、住宅等が立地し、新たな市街地景観を形成しつつあります。

矢掛市街地及び小田市街地については、都市計画の用途地域の指定を受け、土地の合理的な利用を図っています。井原線の開通や高速交通網へのアクセス道の整備が進み、物流や観光客をはじめとした遠方からの来町者が増加する傾向にある一方、商業の停滞や人口流出という空洞化が懸念されており、機能的活動が可能となるよう整備する必要があります。また、矢掛市街地については、本陣・脇本陣を中心とする歴史的な町並みと、一方では、商店街という両面性を持っていることから、これらの要件に配慮しながら、「くらしのみちづくり事業」を中心に、街路や歩行者道の設置、ポケットパークや公衆便所などの整備を行い、駐車場も確保され、機能性が高くなっています。

このような美しい自然と歴史、文化に育まれた美しい景観は、町民みんなの財産であり、住む人、訪れる人に快適さ、豊かさ、ゆとりをもたらし、人々を魅了し、活気をもたらします。

今後においても、自然景観や歴史景観の保全を図りながら、企業立地、住宅整備、公共空間等の整備を総合的に進める必要があります。

また、このような景観の形成に当っては、町民の意見を聞きながら、町民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが求められています。

施策の方向

1 市街地景観の整備

健康で文化的な生活や機能的な活動を確保し、健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画事業により、土地利用、施設整備、市街地開発を計画的に進めます。本町では、市街地の特色である比較的狭小な土地や空間を快適な居住環境になるように整備するため、貴重な財産である町並み景観を損ねることのないよう配慮しながら、限られたスペースを最大限に活用し、道路や公園、

あるいは周辺整備を進めるとともに、また防災にも強い市街地の形成に努めます。

2 自然・歴史を活かした景観の整備

周囲を山に囲まれ、小田川とその支流美山川流域に開けた美しい景観の保全に努めるとともに、本陣、脇本陣をはじめとする歴史的建造物群を有する町並み、またその周辺地域に点在する文化資源の保全、修復に努めます。

3 やさしさを感じられる施設整備

公共施設の整備に当っては、まちの景観に配慮した景観整備に努め、デザインや色彩にも配慮した整備を進めます。

また、本格的な高齢化社会を迎え、誰もが暮らしやすいまちづくりが求められており、バリアフリー、ユニバーサル・デザインの考え方に、防犯的な視点も取り入れたまちづくりを進め、高齢者や障害者、乳幼児等を含むすべての人が利用しやすい、やさしさやうおいを感じられる施設整備を進めます。

4 町民とともに創る景観

景観づくりには、町民や企業の自主的なまちづくり活動が欠かせません。歴史的町並みの修復・修景、商店街の再生、自然景観の保全等、町民の理解と協力を得ながら公共の領域から私的な領域にわたる景観形成を図ります。

3 下水道処理施設の整備

現況と課題

下水道処理施設は、町民の文化的で快適な生活空間の創造や水質保全を目標とした水環境の保全に必要な不可欠な基幹的施設であり、非常に重要な役割を担っています。また、汚水を処理する過程で必ず発生する汚泥は、有機物資源であり、地域住民、特に農家の方々に有機物肥料として有効利用することで、循環型社会の構築にも寄与するものです。

本町における下水処理施設整備事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の3事業を地区の特性を活かしながら、効率的に実施しており、平成 16年度末の汚水処理人口普及率は47.1%となっています。しかし、全国の汚水処理人口普及率 79.4%、岡山県の 67.5%に比べ低い水準にとどまっています。

公共下水道事業は、平成 5年度に着手し、まず矢掛の市街地を中心に工事を進め、平成 10年度末に一部供用を開始し、平成 16年度末の下水道処理人口普及率は 41.4%となっています。また、農業集落排水事業では、西三成地区が平成 5年度、中地区が平成 10年度さらに東三成地区が平成 15年度にそれぞれ供用を開始し、横谷地区も平成 15年度から事業着手しているところです。

さらに、浄化槽設置整備事業では、平成 4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を行っており、美川地区、横谷の弥高地区及び小田の山ノ上地区では、町独自の上乗せ補助を合わせて、平成 16年度末現在で 645基が補助対象として設置されています。

各地区で開催された「まちづくり懇談会」での意見の中にも、全戸への下水道処理施設の普及、計画の完全実施、早期着工、地元業者への発注など、生活水準の向上に伴い、町民の下水道処理施設に対す

る関心度は高く、下水道処理施設への期待はますます大きく膨らんできています。

こうした町民の要望に応え、早期に下水道処理施設の整備を進め、普及率の向上を図ることが求められています。また、下水道処理施設の整備には、多額の経費を必要とすることから、長期的展望に立った、計画的、効率的な事業推進を図ることが必要です。

下水道処理施設整備事業汚水処理人口普及率

(平成 17年 3月 31日現在)

処 理 区	行政区域内人口 a(人)	併用区域内人口 b(人)	水洗化人口 c(人)	水洗化率 d=c/b(%)	普及率 e=b/a(%)
1 公共下水道 (矢掛処理区)	10,969	4,542	2,344	51.6	41.4
2 農業集落排水 (西三成処理区)	1,127	1,127	1,058	93.9	100.0
3 農業集落排水 (中処理区)	475	475	457	96.2	100.0
4 農業集落排水 (東三成処理区)	1,159	1,159	675	58.2	100.0
5 農業集落排水 (横谷処理区)	1,107				0.0
6 小型合併処理浄化槽 (美川地区他)	1,538	403	403	100.0	26.2
合 計	16,375	7,706	4,937	64.1	47.1

(資料：下水道課)

施策の方向

1 全町の下水道処理施設早期実現

快適で衛生的な文化生活と良好な公共用水域の水質保全を図るため、下水道処理施設の整備は重要な課題です。本町では、引き続き公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の3事業を効率的に推進していきます。特に、計画上、全町の3分の2を占める公共下水道事業の計画区域を十分に検討し、事業調整を図るとともに、町民のコンセンサスを得ながら、早期の全町の整備を図ります。

2 水洗化の促進

下水道処理施設が整備されても、下水道処理施設を利用しなければ生活環境の改善、公共用水域の水質保全、建設経費の早期回収等の目的を達成することができません。

このため、下水道処理施設利用の効果、正しい利用や指導など、啓発活動を積極的に進め、全町的な水洗化を目指します。

3 適正な維持管理

施設の改修、更新を計画的に実施し、流下能力、処理能力の低下を防止するとともに、維持管理体制の充実を図ります。

また、公共用水域の環境を保全するため、水質管理を徹底します。

4 下水資源の有効利用

水環境の拠点施設としての矢掛浄化センターに隣接して整備した東川面アクアパークでは、下水処理水の一部を親水用水として有効利用を図り、町民に憩いの場を提供するとともに、野鳥類や生態池の魚を観察するなど、環境学習を行う場として活用を進めます。

また、汚水を処理する過程で発生する汚泥の有効利用を進めるため、農業用の有機質肥料として加工し、再資源化を進めるなど、その効果的な利用方法の検討をさらに進めます。

5 経営の健全化

下水道処理施設整備には巨額の費用を要するため、国・県の補助金、地方債、適正な受益者負担など財源の確保に努めるとともに、建設コスト・維持管理コストの縮減を図ります。費用対効果、周辺環境への影響など町民の期待とともに厳しい目が注がれており、常に問題意識を持って、下水処理施設整備事業財政の健全化を図ります。

4 道路の整備

現況と課題

本町の幹線道路は、国道 486号を中心として、他に主要地方道 4路線、一般県道 4路線により構成され、遙照山トンネルの開通、富トンネルの改築により山陽自動車道のインターチェンジへのアクセスもスムーズになっています。これらの国道・県道を軸として、町道が町内を縦横に結んでおり、本町の経済・社会活動を支えています。

しかし、自動車交通量が増大していることに加えて、近年は大型車の通行車両が増加しており、自動車交通を円滑にするための体系的な道路整備と歩行者の安全確保が大きな課題となっています。

地区の生活道路は、通勤、通学、買物等の町民の日常生活に身近な道路として利用されていますが、いまだ未改良の路線が多く、火災等緊急時に進入できない箇所もあり、集落内における生活道の整備が重要な課題となっています。

こうしたことから、防災面や生活環境面からも、地域間の道路整備や地区内道路の改良について、地区住民が主体となって、整備すべき道路の優先順位を定め、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、景観や町並みに配慮した道路づくりを進めるとともに、道路の美化対策をより推進し、道路環境の質的向上と魅力ある町並みの整備に努める必要があります。さらに、町民が安心して快適に歩ける道路づくり、バリアフリーやユニバーサル・デザインの考えを取り入れた高齢者や障害者などにも配慮した道路づくりを進めていくことも求められています。

道路の整備状況

(平成 17年 4月 1日現在)

区 分	実延長 (m)	改 正 済		舗 装 済	
		延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
国道(1路線)	11,101.3	11,101.3	100.0	11,101.3	100.0
県道(8路線)	53,393.4	41,480.4	77.6	49,390.8	92.5
幹線町道(1級 15路線)	26,734.2	25,686.1	96.1	26,200.9	98.0
幹線町道(2級 23路線)	22,801.0	16,441.2	72.1	22,429.5	98.4

(資料:建設課)

橋梁の現状

(平成 17年 4月 1日現在)

区 分	橋 数			延 長 (m)		
	木 橋	永久橋	計	木 橋	永久橋	計
国 道	0	11	11	0	216.9	216.9
県 道	0	41	41	0	1,032.3	1,032.3
町 道	10	275	285	235.5	2,743.9	2,979.4
計	10	331	341	235.5	4,004.1	4,239.6

(資料:建設課)

施策の方向

地域間の交流を促進する道路、地域の振興を支援する道路、高齢化社会に対応した救急・防災機能を持つ道路、通勤、通学など日常生活に密着した道路など、道路は多くの機能を持った地域住民の生活に欠かせない最も身近な社会資本であり、町民生活の向上を図るため、安全でうるおいのある道路環境の整備を積極的に進めます。

1 道路・橋梁の整備

(1) 幹線道路の整備(国道・県道)

町を東西に走る国道 486号及び南北に走る主要地方道倉敷成羽線、矢掛寄島線、笠岡美星線は、広域交通幹線へのアクセス道としての役割を担っており、高速交通網のもたらす効果を町内に導くためにも、これらアクセス道の計画的な整備を促進します。また、部分的に未改良の路線については、早期改良に向けて国・県へ働きかけます。

(2) 生活道路の整備(町道)

自歩道の整備など児童、障害者、高齢者などの交通弱者に配慮して、安全性、緊急度を考慮して計画的な整備を進めます。

(3) 橋梁(町道)

部分的な補修工事や必要度に応じた重量制限などの交通規制を行いながら、緊急度の高いものから順次整備を進めます。

2 安全で快適な道路環境の整備

(1) 安全な道づくり

人と車の安全な通行を確保するため、交差点の改良や狭隘な道路の拡幅等、安全な道路づくりを進めます。

(2) 人にやさしい道づくり

高齢者や障害者にも歩きやすいよう、歩道の設置や段差の解消等、バリアフリー、ユニバーサル・デザインにも配慮した道路整備を進めます。

(3) 快適な道路づくり

道路の快適性を高め、地域住民のふれあい空間としての活用を図るとともに、まちの美観を高めるよう配慮します。

町民との協働のまちづくりを目指し、町道の清掃美化のためのボランティア活動を応援する「矢掛町まちピカ応援事業」を実施します。

5 河川の整備

現況と課題

河川は、洪水による浸水被害を防止、解消する治水機能、用水を供給する利水機能だけでなく、自然を活かした水辺環境など、憩いの場としての役割も担っています。

本町では、過去幾度となく水害に見舞われ、大きな被害を受けてきました。災害復旧工事、護岸工事、排水機の設置等の河川整備が行われたこともあり、近年では大きな災害を見ることはなくなっています。

本町には、小田川をはじめとする 1級河川が 16河川、砂防指定地が 25箇所、その他多数の普通河川があります。漏水や護岸の老朽化、土砂堆積による河床の上昇等が進んでいるため、河川改修、浚渫、護岸工事等の整備に努める必要があります。このうち、本町の主要河川である小田川については、計画的に改修が行われていますが、残る未整備区間の早急な改修が求められています。

また、これからの河川整備に当っては、町民生活にうるおいと憩いを与える水と緑の空間を提供するため、親水機能や自然環境の保全に配慮した河川整備を図っていく必要があります。

施策の方向

1 河川の改修

小田川の河川改修については、引き続き小田川河川改修促進期成会と連携して、未整備区間における自然と調和した改修の早期完了を関係機関へ要望していきます。

また、美山川をはじめ、星田川、道々川、林田川、江良谷川、大谷川、大渡川などの 1級河川の改修や砂防堰堤の整備、中小河川の浚渫、河川内の雑木の除去、竹木の抜根について、引き続き県へ要望するとともに、排水溝の整備及び水門の改修等を計画的に進めます。

2 河川環境の保全

星田川流域は、ほたるの生息地として、初夏には幻想的な風景を見せてくれます。このため、河川の整備に当っては、河川の良い自然環境や生態系の保全に配慮し、親水性のある美しい自然環境を保全・創出する水辺環境の整備に努めます。

町民が自然とふれあうことができる水辺空間の創造や環境保全意識の高揚を図るため、町民グループ等と行政との連携による河川環境美化活動を行う川のアダプト事業を推進します。

6 公園・緑地・広場の整備

現況と課題

公園、緑地、広場は、町民の憩いやふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティの交流の場や災害時の避難場所としての機能を担っています。また、環境保全や都市景観の向上など多様な機能を担っています。

本町では、豊かな歴史や自然景観と一体となった公園の整備を進めており、「矢掛運動公園」は、野球場、テニスコート、芝生広場、ちびっ子広場を備えており、矢掛町の中心的公園施設としての役割を担っています。また、歴史と文化を感じさせる「吉備真備公園」や幼児を対象とした「ネバーランド」など、町民ニーズに対応した整備を進めています。さらに、平成 15年度に整備した「東川面アクアパーク」は、町民の憩いの場を提供するとともに、子供たちが樹木に集まる野鳥類や生態池の魚を観察するなど、環境学習を行う場としても利用されています。

このほか、町内各地には、多目的利用ができる大規模のものから、自治会を単位とした小規模なものまで数多くあり、地域コミュニティの交流の場として広く利用されています。

今後、さらに少子高齢化が進むと予測されており、町民要望が多い各地区の公園の整備は十分な状況とはいえません。世代を越えた交流を促すとともに、コミュニティの活性化を図るため、身近な広場・公園の整備が求められています。また、矢掛運動公園は、大きなイベントを開催できる多目的広場を備えた総合公園としての整備の検討が求められています。

また、景観の保全、緑の大切さなどを町民が認識し、町民、企業、行政が一体となった整備、維持管理を推進していくことが必要です。

施策の方向

既存公園の適正な維持管理に努め、機能充実を図るとともに、子供から高齢者までの多様なニーズに対応した町民に広く親しまれる公園の整備を推進します。

1 ニーズに応じた公園整備

各地区の公園については、世代を越えた誰もが利用しやすい場として町民ニーズに応じ、地域における町民の憩いやふれあいの場を提供するとともに、大震災や火災、水害等の避難や災害復旧に対応可能な整備を推進します。このほか、地区公民館、小・中学校、社寺境内地等の現在ある施設を安全面にも配慮しながら、有効活用を進めます。

また、矢掛町運動公園東の八幡山の開発地については、全体計画の中で多目的広場としての整備を行い、段階的に時期を捉えて必要な施設の整備を推進します。

2 町民と行政が一体となったまちづくり

町民、企業、行政が一体となって、緑の生活空間づくりに取り組むため、関係団体の連携を強化し、緑化意識の高揚を図るなど、緑に囲まれた美しいまちづくりを進めます。

7 住環境の整備

現況と課題

住宅は、健康で文化的な生活を送るための最も基礎的な要素です。住宅施策は、町民に良好な住環境を提供するとともに、本計画に掲げる計画人口を確保するための賃貸住宅、分譲宅地等の両面から展開する必要があります。

本町では、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進展が伺われます。また、年少人口の減少に対し、老年人口の増加による少子高齢化の進行、さらに、余暇時間の増加やライフスタイルの変化などの今日的な課題に対応するとともに、多様化する町民ニーズに対応したきめ細かな住宅づくりが求められています。

公営住宅については、県営住宅 10戸、町営住宅 106戸、特定公共賃貸住宅 57戸、雇用促進住宅 60戸があり、それぞれの入居状況は、現在県営 10戸、町営住宅 96戸、特定公共賃貸住宅 57戸、雇用促進住宅 49戸となっています。町営住宅における、ここ 10年の退居数が 30戸であるのに対し、入居数が 14戸となっており、入居者が減少しています。特定公共賃貸住宅は、好調な入居希望により高い入居率となっています。

町営住宅は、建設後 30年の耐用年数を経過した住宅が 70%あり、老朽化が進んでおり、9戸については、入居を見合わせています。また、駐車場が未整備のため、入居者の要望を満たすことができない状況にあります。さらに、町営住宅入居者の生活レベルの向上に伴って、快適な環境の中での暮らしを求める意識が強まり、耐用年数を経過した町営住宅入居者を対象に行ったアンケート調査結果にも施設改善の要望が高くなっています。今後においては、このような町民ニーズに対応した住宅整備が必要です。

また、本町では、土地開発公社による住宅用地造成事業を展開しています。この事業は、若者定住対策の一つとして、住宅の分譲は切り離せない施策であり、今後も、町内各地において、用地を確保し需要と供給のバランスを勘案しながら、計画的、効果的な住宅地の提供に継続して取り組む必要があります。

施策の方向

住宅を取り巻く社会状況の変化に対応するとともに、自然とのかかわりや人と人とのかかわりの中で、誰もが快適でゆとり、うるおい、豊かさを実感できる住まいづくりを進めます。また、障害者、高齢者に配慮した住宅の供給、防災や環境と調和した安全で快適な住環境の整備に努めます。

1 町営住宅の整備

小林住宅は、事業用地を確保し、建替事業に着手しており、効率的な建替整備を進めます。また、耐用年数が過ぎ、老朽化が進んでいる小田・内神・東町住宅については、建替あるいは個別改善の事業計画を立てるなど計画的な整備を推進します。

なお、供用住宅の戸数及び質については、現況の供用されている住宅戸数及び周辺の立地状況を慎重に判断して戸数を決定していく必要があり、質的な要望に対しても、近年のライフスタイルの変化による多様なニーズに応じた住宅や高齢者や障害者等に配慮した住宅の計画を推進します。

2 優良宅地の整備

今後も定住の促進を図るため、土地開発公社の住宅用地造成事業により、宅地造成、分譲を計画的に進めるとともに、低廉で良好な住宅の供給を図ります。

また、用地確保に当っては、広く情報を収集し、他の事業との調整を図りながら、関連施設の整備とともに、良質の住宅地として可能性の高い用地の取得を進めます。

8 上水道の整備

現況と課題

水道は、町民の健康で文化的な生活や社会経済活動を支える上で欠くことのできない基幹的な都市施設です。

本町の水道は、昭和 50年に通水を開始して以来、清浄な水を安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進してきました。その結果、町の全域にわたって普及し、平成 17年 3月 31日現在の給水区域内人口は、16,375人、水道普及率は、99.2%となっています。

使用水量はほぼ横ばい状態ですが、今後、下水処理施設整備事業等の都市基盤整備の拡大、核家族化の進展などのライフスタイルの変化、若者定住対策として住宅用地の整備、企業誘致などに伴い、水需要は年々増加するものと予測されています。

このような状況の中、災害など緊急時において被害を最小限に食い止めるため、配水池の整備など、災害に強い水道づくりが求められています。また、送・配水管の総延長 253 k mのうち、石綿セメント管が約 27 k mであり、老朽化等が心配されるため、送・配水管の取替え、下水処理施設整備事業に伴う布設替え等により整備を進めていますが、今後計画的に整備を進める必要があります。

また、町民の健康志向の高まりの中、安全でおいしい水の安定的な供給に努めるとともに、経営の効率化と健全経営に努めていく必要があります。

普及状況

(平成 17年 3月 31日現在)

区分	年間給水量	1人 1日平均	給水人口
上水道	1,486,442m ²	261	15,587人
簡易水道	52,065m ²	216	661人
計	1,538,507m ²		16,248人

(資料:水道課)

施策の方向

1 安定的な給水の確立

今後、水需要の増大が予想されることから、水源施設、配水施設等の施設整備を計画的に進めます。

(1) 水源対策

浅海水源の新設により、取水能力がアップし、安定的な水を供給していますが、簡易水道区域への給水、あるいは将来的な現有の取水井の能力低下等に対応するため、既設の水源改良と新たな水源調査を実施し、水源の確保に努めます。

簡易水道については、既存水源の取水能力及び管理、安全性を考慮し、平成 16年度から 5年計画で簡水統合事業の整備を進めており、整備後、上水道へ統合し、安定的な水の供給を図ります。

(2) 配水施設(配水池築造)

県道矢掛寄島線の改良に伴い、企業の進出や住宅開発も予測され、小田川以南へ、安定供給及び災害など緊急時における給水の基地として貯水量 1,000m³級の配水池の築造を検討します。

(3) 施設の更新

管理施設の老朽、簡水統合による設備の更新を行います。また、幹線送・配水管については、下水処理施設整備事業等の他の事業とも連携をとり、既設の送・配水管の布設替え、老朽化した石綿セメント管の鋳鉄管等への取替工事を計画的に行います。

2 良質な水の供給

町民に、「安全でおいしい水」を提供できるよう施設管理、水質管理に努めます。

3 効率的な事業運営の推進

内部努力の徹底や創意工夫によるコスト削減を一層進めて、経費節減と収入の確保に努めます。

9 公共交通の充実

1 鉄道

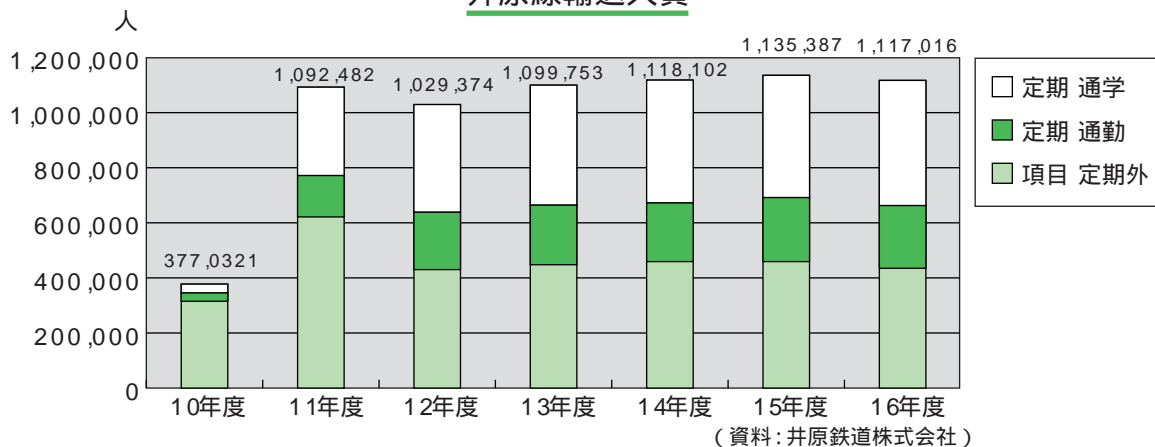
現況と課題

矢掛町の鉄道については、町民の長年の夢であった第3セクターによる鉄道井原線が平成11年に開業し、沿線住民の生活交通の中心施設として重要な役割を果たしています。町内では、町の中央を東西に走り、三谷、矢掛、小田の3駅を有しており、通勤・通学客、観光・レジャー客等の主要な交通機関となっています。

しかし、利用者の主要な移動先である福山、倉敷、岡山等の都市部への移動には乗換えが必要であり、利便性の向上を図るために、福山駅への乗入れの増便、倉敷駅、岡山駅へ乗入れの実現が望まれています。また、JRに比較すると割高であり、運賃の値下げが利用者の増加に結びつく可能性があるとの指摘もあります。

地域の生活の足の確保、まちづくりの核として、鉄道の維持・活用が期待されているところですが、成熟社会の現在においては、沿線人口の減少、マイカーの普及等により、全国的にみても第3セクター鉄道を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。井原線においても開業以来、厳しい状況が続いており、町民にみんなの鉄道としてマイレール意識の高揚を図り、沿線住民・各種団体・自治体、井原鉄道(株)等が一体となって、利用促進を進める必要があります。

井原線輸送人員



施策の方向

利便性の確保

鉄道は、町民の日常生活や生産活動の基盤をなしています。

そこで、現在取り組んでいる各駅の管理人による駅前広場・待合所の管理・清掃、観光客等への案内、無料駐車場・レンタル自転車の貸出等を継続して行い、気持ちよく利用していただくとともに、福山駅への乗入れの増便、倉敷駅、岡山駅へ乗入れの推進等、井原鉄道など関係機関と協力して、利用者の利便性の向上をさらに図っていきます。また、駅施設のユニバーサルデザインの検討や駅前広場をはじめ駅周辺施設の整備等、交流拠点として整備を進めていきます。

さらに、沿線自治体等関係機関と協力して、イベントの開催、観光情報の発信、企業・学校への利用促進の呼び掛け等、マイレール意識の向上を図り、地域が一体となった利用促進を進めます。

2 バス

現況と課題

町内のバス路線は、倉敷・笠岡・井原市方面へ運行している広域的幹線的路線及び美星を結ぶ廃止路線代替バス路線があります。いずれの路線も利用者の減少により、不採算路線となっており、国や県、町がバス会社への運行補助金を交付することにより路線を維持しています。

バス路線は、高齢者や児童・生徒など車を運転できない人たちにとっては、重要な移動手段であり、バス路線の維持・確保及び利便性の確保を図る必要があります。

広域的・幹線的路線

路線	運行便数
笠岡－矢掛	32便 (矢掛発：16便、笠岡発：16便)
矢掛 - 笠岡病院	3便 (矢掛発：1便、笠岡発：2便)
井原 - 川崎医大	8便 (井原発：4便、川大発：4便)
矢掛 - 倉敷駅北口	12便 (矢掛発：6便、倉敷発：6便)
矢掛 - 清音駅	2便 (矢掛発：1便、清音発：1便)
矢掛 - 玉島中央町	12便 (矢掛発：6便、玉島発：6便)
合計	69便

廃止代替路線

路線	運行便数
矢掛－宇戸谷	6便 (矢掛発：3便、宇戸谷発：3便)
矢掛 - 美星病院	11便 (矢掛発：6便、美星病院発：5便)
矢掛 - 平谷	2便 (矢掛発：1便、平谷発：1便)
矢掛 - 鬼ヶ嶽	2便 (矢掛発：1便、鬼ヶ嶽発：1便)
合計	21便

(平成17年10月現在)

施策の方向

町民の生活交通の確保

町民及び来町者の大切な足としての地方バス路線を維持・確保するために、不採算路線に対する助成制度の維持・拡充を国・県等の関係機関に働きかけていきます。

また、現在運行している老人福祉バスの運行形態の見直し、町民の日常生活の足を確保できるよう、町内循環バス、デマンドバス・タクシーの導入などを検討していきます。